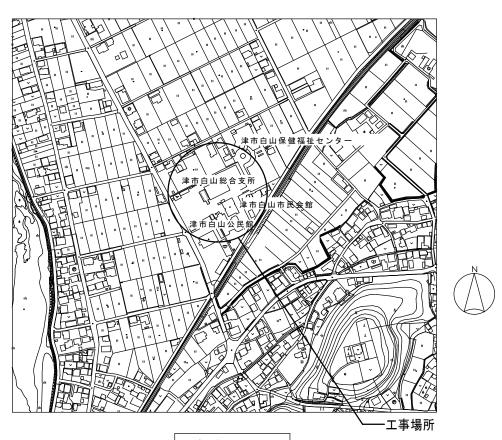
白山庁舎アトリウム改修工事

	図面リスト
図面番号	図面名称
A - 01	特記事項 · 附近見取図 · 配置図兼仮設計画図
A - 02	立面図
A - 03	アトリウム屋根伏図・矩計図
A - 04	1 • 2階平面図
A - 05	仮設通路計画図 - 仮設通路詳細図

	白山庁舎アトリウム改修工事	縮尺 —
図面名称	図面リスト	原図:A2
	津市建設部営繕課課	No. A-0 0



附近見取図

特記事項 (工事概要)

・アトリウム屋根一部硝子取替、及びアルミ製笠木等シーリング材充填改修工事 ※改修箇所図示による

(施工条件)

- ・作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。・作業着手までの施設内調査は、事前に市監督員の承諾を得るものとし、施設運営に影響を与えない範囲とする。
- ・工事期間中も施設を利用するため、安全対策には十分配慮すること。
- ・大型車両の出入りの際には誘導員を配置すること。
- ・作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等あれば、写真に記録しておくこと。また、エ 事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担に於いて速やかに復旧する と共に、市監督員に報告をすること。
- ・設計書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取合いのはつり補 修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- ・工事用水、電力については既存の施設を無償で利用できる。但し、施設運営に影響しないよう 事前に打合わせのうえ計画し、施工すること。
- ・工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。

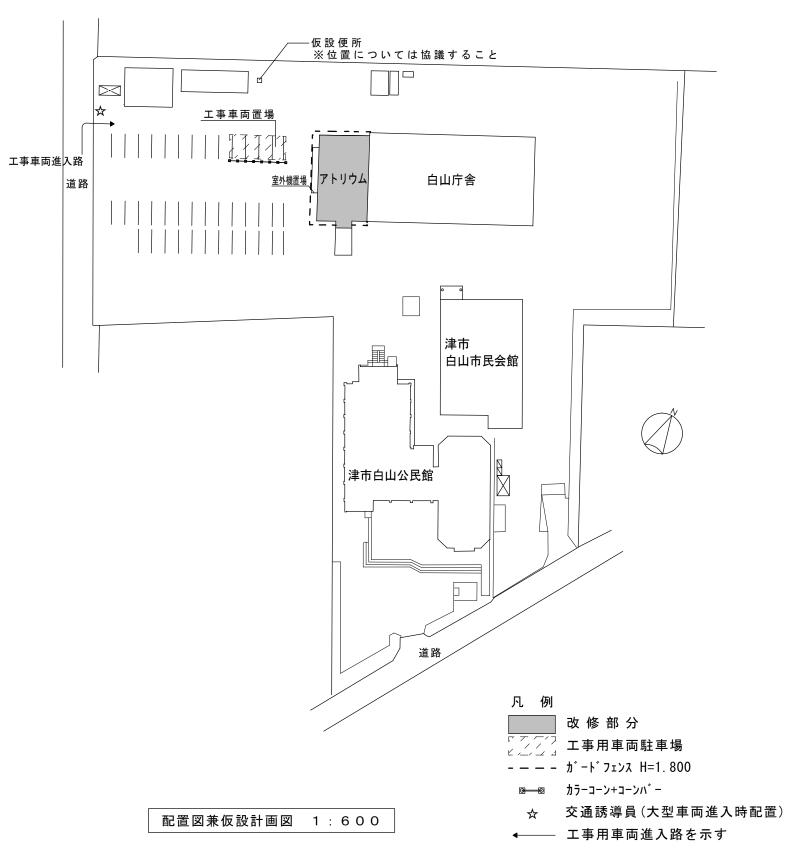
(適応基準

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築、電気設備、機械設備工事編)最新版」

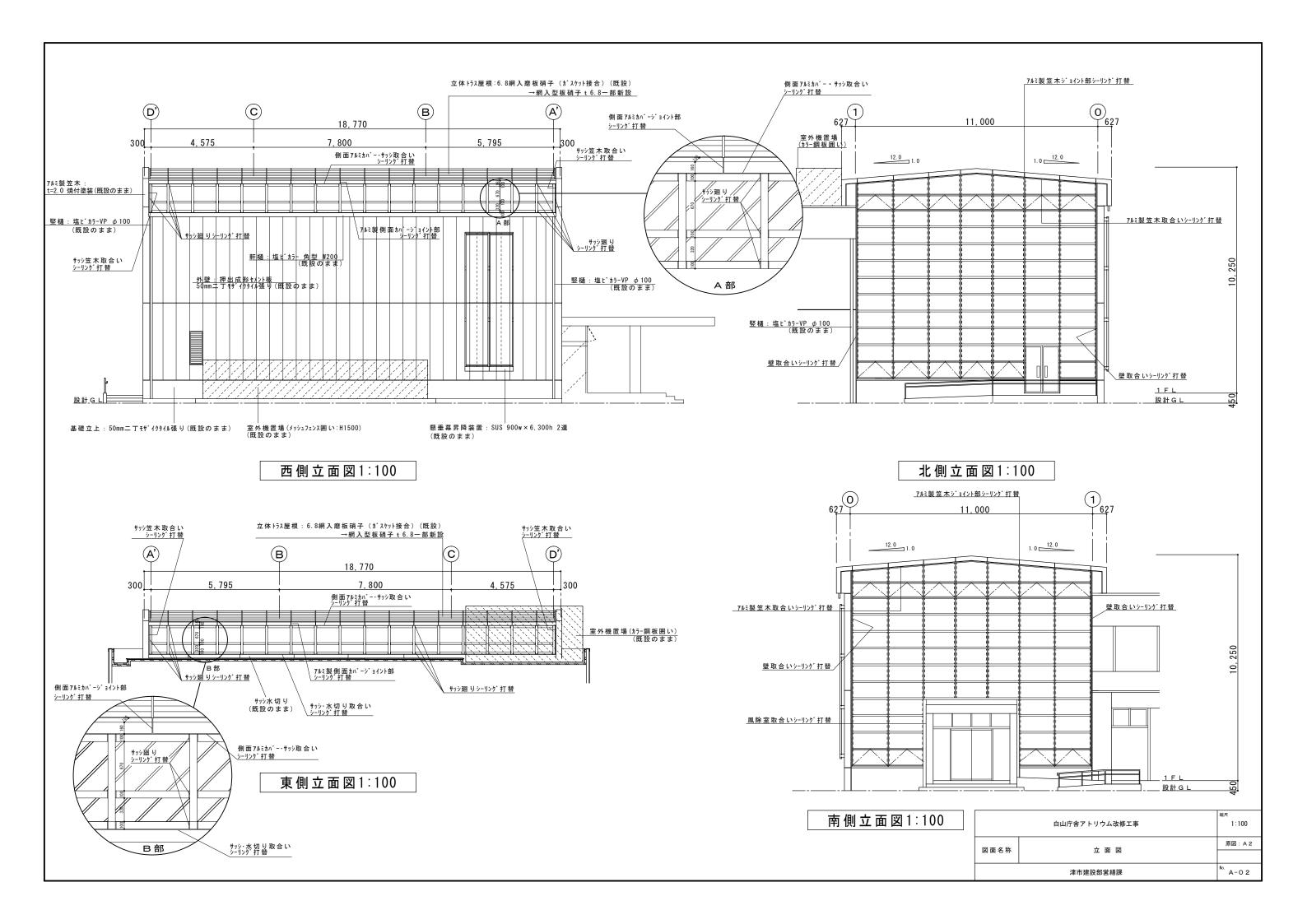
・その他関係法令

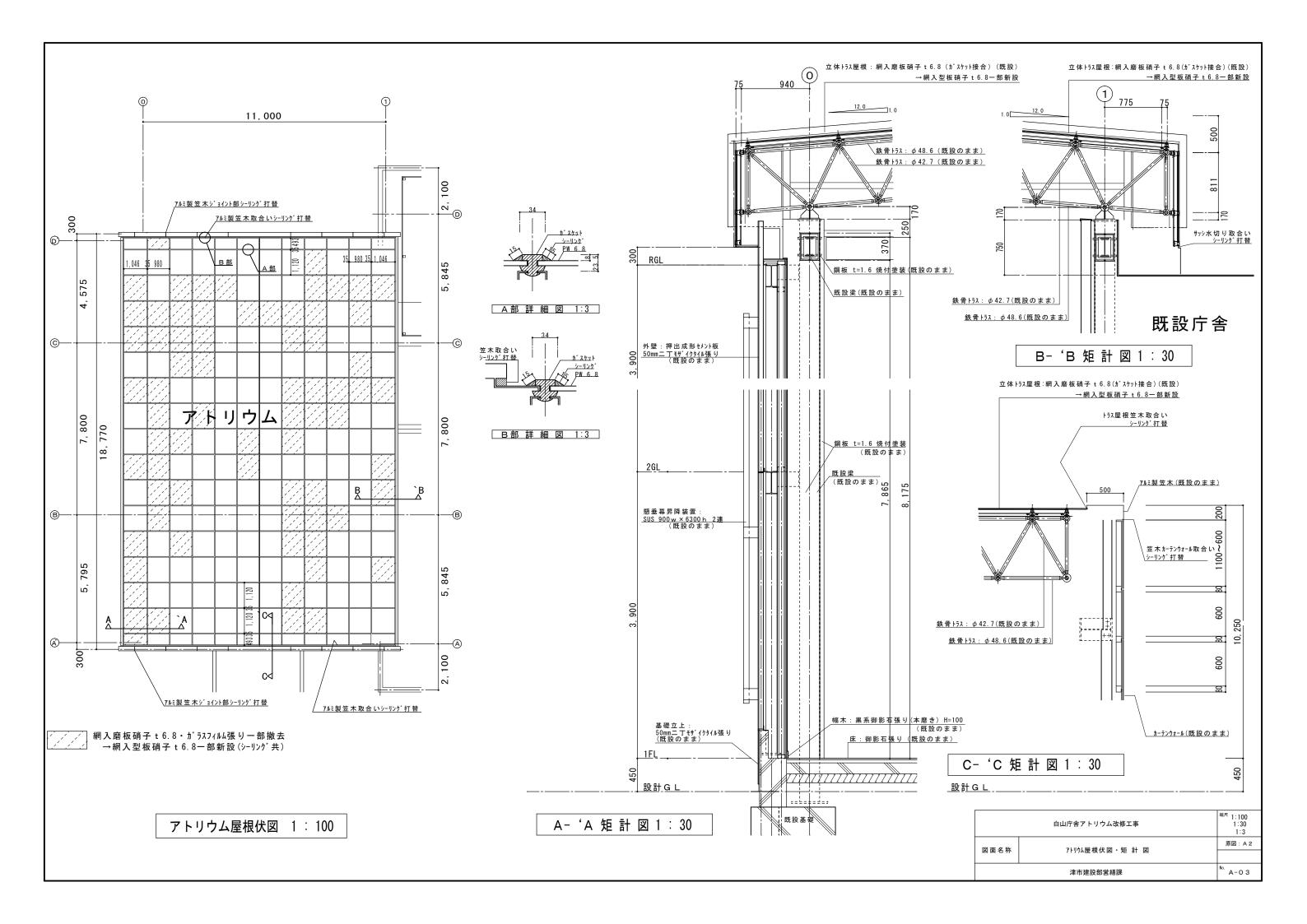
(外部足場)

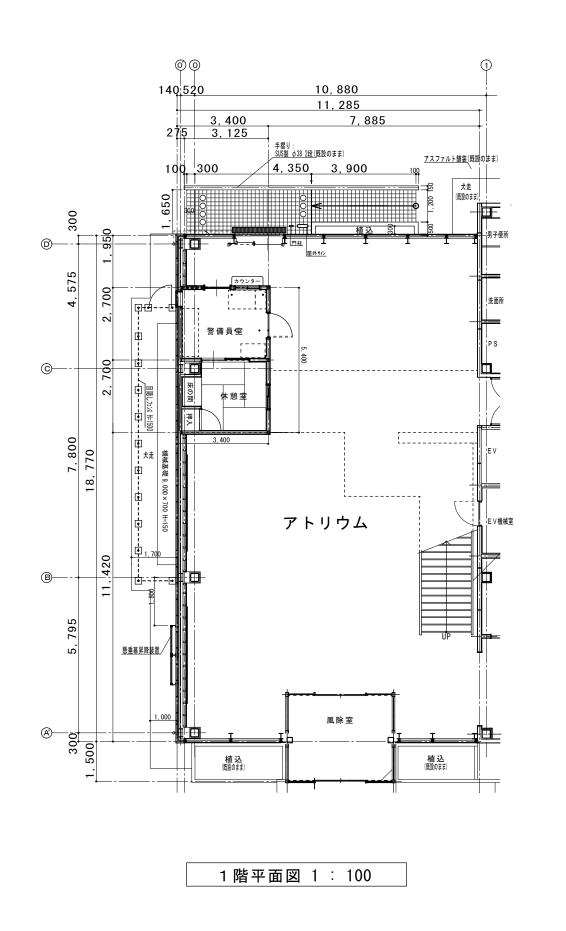
- ・設置する足場については、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月 策定)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び 幅木の性能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法によ る足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと
- ・足場設置場所に来庁者がみえるので施工、設置には十分配慮すること

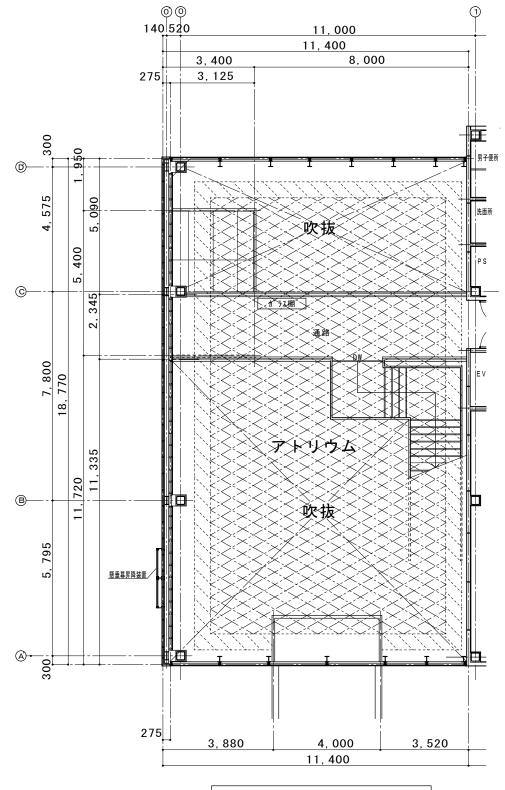


	縮尺 配置図兼仮設計画図 1:600	
図面名称	特記事項・附近見取図・配置図兼仮設計画図	原図: A 2
津市建設部営繕課		No. A-0 1









2 階平面図 1: 100

内部枠組足場 水平養生

白山庁舎アトリウム改修工事		縮尺 1 : 100
図面名称	1・2階平面図	原図:A2
津市建設部営繕課		No. A-0 4

